平成23年12月９日
第2342号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報

■　目　次　■

告　示
○優良図書等の奨励（５１０・県民文化政策課）……1
○青少年に有害な図書類の指定（５１１・県民文化政策課）……1
○地籍調査に関する事業計画（５１２・農山村振興課）……2
○飼料の試験の結果の概要の公表（５１３・畜産振興課）……2
○ふ化業者の登録（５１４・北部家畜保健衛生所）……4
○公共測量実施の通知（５１５・建設管理課）……4
○平成23年二級・木造建築士試験の合格者（５１６・建築住宅課）……4
○建設業の許可の取り消し（５１７・秋田地域振興局総務企画部）……5
○道路区域の変更（５１８、５１９・由利地域振興局建設部）……5
○道路の区域変更（５２０～５２３・雄勝地域振興局建設部）……6
公　告
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）……7

告　　示

秋田県告示第510号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第５条の２第１項の規定により、次の図書を優良な図書として推奨し、平成23年12月９日から施行する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

図書

番号	題　　名	発　行　所	著　者　等	推　　奨　　理　　由
1	金子みすゞ詩集百選 こだまでしょうか、いいえ、誰でも。	ミヤオビパブリッシング	金子みすゞ	自分が育った地域の情景を題材として、自分の感性そのままに素直に詩っている。自然や、そこに生きる万物の生命を尊重しており、読む者を純粋で優しい気持ちにしてくれる詩集である。

秋田県告示第511号

秋田県青少年の健全育成と環境浄化に関する条例（昭和53年秋田県条例第33号）第９条第１項の規定により、次の図書を青少年に有害な図書類として指定し、平成23年12月９日から施行する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

図書

指定番号	図　書　名	発　行　所	発　行　日
10679	㊙人妻ざかり むちむちづくし	株式会社竹書房	平成23年11月24日
10680	ぱん。２	マイウェイ出版株式会社	平成23年12月10日
10681	［金のEX　G.T.R.　VOL.13］	株式会社大洋図書	平成23年11月25日
10682	増刊ナックルズ　チェリーズ vol.2	ミリオン出版株式会社	平成23年11月25日

10683	ナックルズ　デラックス　アングラー　vol.04	ミリオン出版株式会社	平成23年11月５日
10684	お宝オールスター　一撃必撮	株式会社ブレインハウス	平成23年７月25日
10685	黄金のGT　TABOO　デラックス　vol.2	株式会社晋遊舎	平成23年８月１日
指定理由	著しく青少年の性的感情を刺激し、及び著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。		

秋田県告示第512号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第６条の３第２項の規定により、次のとおり平成23年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第５項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

1(1)　調査を行う者の名称
　由利本荘市
(2)　調査地域
　由利本荘市湯沢、滝ノ沢、宮沢、矢島町立石、木在、東由利舘合、老方字仲ノ沢ほか28字
(3)　調査期間
　平成23年４月１日から平成24年３月30日まで
2(1)　調査を行う者の名称
　大仙市
(2)　調査地域
　大仙市強首、協和船岡、協和境、太田町川口、三本柳字海老沼ほか25字
(3)　調査期間
　平成23年４月１日から平成24年３月30日まで
3(1)　調査を行う者の名称
　美郷町
(2)　調査地域
　美郷町金沢西根、黒沢字高野ほか22字
(3)　調査期間
　平成23年４月１日から平成24年３月30日まで
4(1)　調査を行う者の名称
　羽後町
(2)　調査地域
　羽後町杉宮、貝沢字家妻ほか18字
(3)　調査期間
　平成23年４月１日から平成24年３月30日まで

秋田県告示第513号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第２項の規定により平成23年８月に収去した飼料の試験結果の概要を、同条第７項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
㈱オールインワン西日本工場 香川県東かがわ市	【由利本荘市】ＪＡ秋田しんせい北部グリーンセンター	種牛飼育用配合飼料	モオ～ダッシュ和牛繁殖	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無

㈱オールインワン西日本工場 香川県東かがわ市	【由利本荘市】ＪＡ秋田しんせい北部グリーンセンター	幼令肉用牛育成用配合飼料	オールインワン ニュー子牛育成	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
同上	【由利本荘市】ＪＡ秋田しんせい本荘生産資材センター	若令牛育成用配合飼料	オールインワン 前期	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
北日本くみあい飼料㈱石巻工場 宮城県石巻市	【由利本荘市】ＪＡ秋田しんせい東由利生産資材センター	若令牛育成用・肉牛繁殖用配合飼料	くみあい配合飼料大胃丈夫08	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛 動物性飼料－肉骨粉	無
鹿島飼料㈱鹿島工場 茨城県神栖市	【秋田市】昭産商事株式会社秋田支店	大すう育成用配合飼料	マルニ印配合飼料昭和カシマ大すう	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
同上	同上	成鶏飼育用配合飼料	マルニ印配合飼料キュア17	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛	無
北日本くみあい飼料㈱石巻工場 宮城県石巻市	【秋田市】ＪＡ新あきた南営農センター	くみあい配合飼料たまご工房	成鶏飼育用配合飼料	平成23年８月	有害重金属－カドミウム、鉛	無

栄養分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	飼料の種類	製造(輸入)年月	試験結果の概要												違反の内容
					粗たん白質 (%)	粗脂肪 (%)	粗繊維 (%)	粗灰分 (%)	カルシウム (%)	りん (%)	揮発性塩基性窒素 (%)	水溶性窒素 (%)	ペプシン消化率 (%)	TDN (%)	ME (kcal/kg)	その他検査	
㈱オールインワン西日本工場 香川県東かがわ市	由利本荘市 ＪＡ秋田しんせい北部グリーンセンター	モオ～ダッシュ和牛繁殖	種牛飼育用配合飼料	平成23年８月	(以上) (16.0) 16.0	(以上) (2.0) 3.4	(以下) (15.0) 7.4	(以下) (10.0) 6.5	(以上) (0.60) 0.70	(以上) (0.30) 0.48	－	－	－	－	－	－	無
同上	同上	オールインワンニュー子牛育成	幼令肉育成用牛配合飼料	平成23年８月	(12.5) 15.8	(2.0) 3.6	(15.0) 6.9	(10.0) 7.4	(0.60) 1.30	(0.30) 0.47	－	－	－	－	－	－	無
同上	由利本荘市 ＪＡ秋田しんせい本荘生産資材センター	オールインワン前期	若令牛育成用配合飼料	平成23年８月	(14.0) 15.4	(2.0) 3.5	(15.0) 7.5	(12.0) 8.0	(0.60) 1.40	(0.30) 0.48	－	－	－	－	－	－	無
北日本くみあい飼料㈱石巻工場 宮城県石巻市	由利本荘市 ＪＡ秋田しんせい東由利生産資材センター	くみあい配合飼料大胃丈夫０８	若令牛育成肉用・繁殖用配合飼料	平成23年８月	(16.0) 17.0	(1.5) 3.5	(15.0) 9.0	(10.0) 7.8	(0.80) 1.00	(0.30) 0.57	－	－	－	－	－	－	無
鹿島飼料㈱ 鹿島工場 茨城県神栖市	秋田市 昭産商事株式会社秋田支店	マルニ合印配飼料和カシマ大すう	大すう育成用配合飼料	平成23年８月	(14.0) 14.0	(2.5) 3.3	(6.0) 4.7	(9.0) 6.2	(0.80) 1.00	(0.25) 0.53	－	－	－	－	－	－	無
同上	同上	マルニ合印配飼キュア１７	成鶏飼育用配合飼料	平成23年８月	(17.0) 18.6	(3.0) 7.8	(6.0) 3.6	(15.5) 12.9	(3.20) 3.20	(0.40) 0.63	－	－	－	－	－	－	無

北日本くみあい飼料㈱石巻工場 宮城県石巻市	秋田市 ＪＡ新あきた南営農センター	くみあい配合飼料たまご工房	成鶏飼育用配合飼料	平成23年８月	(17.0) 18.9	(3.0) 5.3	(5.0) 3.7	(15.0) 14.6	(3.00) 3.20	(0.45) 0.63	－	－	－	－	－	－	無

※上段（　）内数字は業者表示値

秋田県告示第514号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第７条第１項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をしたので、同条第４項の規定に基づき公示する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　登録ふ化業者

登録番号	名称、住所並びに代表者の氏名及び業務を執行する役員の氏名	ふ化場の名称及び所在地
平23北第１号	有限会社黎明舎種鶏場 大館市御成町四丁目８番13号 代表取締役　佐　藤　義　晃	有限会社黎明舎種鶏場 大館市御成町四丁目８番13号

２　登録年月日　平成23年12月９日

３　登録の有効期限　平成26年12月８日

秋田県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定より、次のとおり国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第３項の規定に基づき、公示する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　作業の種類

公共測量（空中写真測量（数値図化））

２　作業を行う地域

仙北市地内（国道46号周辺）

３　作業を行う期間

平成23年10月６日から平成24年１月30日まで

秋田県告示第516号

平成23年二級・木造建築士試験の結果、次の者が合格したので、建築士法施行細則（昭和25年秋田県規則第29号）第16条第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

二級建築士試験の合格者

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
1E10080P	1E10535P	1E10818K	1E20121K
1E10194Y	1E10548N	1E10847L	1E20125P
1E10208Y	1E10549P	1E10877N	1E20136L
1E10264Y	1E10578R	1E10959L	1E20147R
1E10280L	1E10606R	1E20015Y	1E20158M
1E10336L	1E10678K	1E20021R	1E20161R
1E10350L	1E10742L	1E20026N	1E20190Y
1E10393M	1E10760R	1E20090P	1E20202P
1E10450N	1E10777L	1E20103N	
1E10462L	1E10791L	1E20104P	

木造建築士試験の合格者

受験番号
1E30003R

秋田県告示第517号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　処分をした年月日

平成23年11月30日

２　処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

鈴成建設株式会社

南秋田郡大潟村字中央４番地８号

代表取締役　鈴　木　　忠

秋田県知事許可（般－21）第8156号

３　処分の内容

造園工事業に係る一般建設業許可の取り消し

４　処分の原因となった事実

平成23年11月30日付けで造園工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第１項第４号に該当する。

秋田県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	秋田雄和本荘線	由利本荘市中俣字道ノ下56番地先から字道ノ下44番１地先まで	10.00～45.50	0.641
	新	秋田雄和本荘線	〃	12.10～48.40	0.641

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　由利地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年12月９日から同月22日まで

秋田県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	仁賀保矢島館合線	由利本荘市矢島町荒沢字上一枚田66番４地先から字上一枚田57番１地先まで	6.60～19.20	0.387
	新	仁賀保矢島館合線	〃	9.20～21.60	0.387

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　由利地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年12月９日から同月22日まで

秋田県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般国道	旧	398号	湯沢市字鉦打沢25番地先から168番１地先まで	11.40～24.00	0.634
	新	398号	湯沢市字鉦打沢25番地先から168番１地先まで	13.00～34.60	0.634

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　雄勝地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年12月９日から同月22日まで

秋田県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
一般国道	旧	398号	雄勝郡羽後町字稲荷１番地先から字前野52番地先まで	11.00～14.00	1.280
	新	398号	雄勝郡羽後町字稲荷１番地先から字前野52番地先まで	12.00～17.00	1.280

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　雄勝地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年12月９日から同月22日まで

秋田県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	稲庭関口線	湯沢市関口字戸沢45番１地先から字宮田22番６地先まで	4.60～7.00	0.292
	新	稲庭関口線	湯沢市関口字戸沢45番１地先から字宮田22番６地先まで	8.60～13.00	0.292

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　雄勝地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年12月９日から同月22日まで

秋田県告示第523号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区間		敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
県道	旧	羽後雄勝線	A	湯沢市山田字上ノ宿33番地先から湯沢市字上宿川原27番地先まで	8.00～21.00	0.500
	新	羽後雄勝線	A	湯沢市山田字上ノ宿23番２地先から湯沢市字上宿川原20番１地先まで	8.00～15.00	0.265
			B	湯沢市山田字上ノ宿33番地先から湯沢市字上宿川原27番地先まで	10.00～24.00	0.434

２　道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

⑴　場所　雄勝地域振興局建設部用地課

⑵　期間　平成23年12月９日から同月22日まで

公　　告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第７号）第25条第４項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第５項において準用する同法第10条第２項の規定に基づき、公告する。

平成23年12月９日

秋田県知事　佐　竹　敬　久

１　申請のあった年月日

平成23年11月24日

２　申請に係る特定非営利活動法人の名称

（旧）特定非営利活動法人　不登校を考える親の会あきた

（新）特定非営利活動法人　ＫＯＵ

３　代表者の氏名

大　屋　みはる

４　主たる事務所の所在地

秋田市

５　定款に記載された目的

この法人は、子どもと保護者に対して、不登校やひきこもり問題に関する事業を行い、子どもの人権を尊重した自立支援により地域社会に貢献することを目的とする。

６　定款の変更内容

名称

発 行 者　秋 田 県　秋田市山王四丁目１番１号
購読料金　一ヶ月3,675円（税込み）
印 刷 所　株式会社 松原印刷社　秋田市山王七丁目５番29号
電話：018－862－8766　FAX：018－863－0005
URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者　松原 繁雄　秋田市山王七丁目５番29号